

令和元年 6 月 17 日
選挙管理委員会事務局

参議院議員選挙の執行について

(選挙期日を 7 月 21 日、公示日を 7 月 4 日と想定)

1 選挙期日の公示日及び選挙期日

- (1) 公示日 令和元年 7 月 4 日 (木)
- (2) 選挙期日 令和元年 7 月 21 日 (日)

2 選挙すべき議員の数

- (1) 参議院 (東京都選出) 議員選挙 6 人 (全国 45 選挙区 74 人)
- (2) 参議院 (比例代表選出) 議員選挙 50 人

3 選挙の名称

- (1) 総称する場合 参議院議員選挙
- (2) 選出別に呼称する場合 参議院 (東京都選出) 議員選挙
参議院 (比例代表選出) 議員選挙

4 選挙人名簿への登録

- (1) 登録基準日 令和元年 7 月 3 日 (水)
- (2) 登録日 令和元年 7 月 3 日 (水)
- (3) 閲覧日 令和元年 7 月 4 日 (木)
- (4) 選挙登録者
 - ア 年齢 平成 13 年 7 月 22 日以前に出生した者
 - イ 住所 ① 平成 31 年 4 月 3 日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、引き続き江東区に住所を有する者
 - ② 平成 31 年 3 月 3 日以降の転出者で、転出前に引き続き 3 か月以上江東区に住所を有していた者
- (5) 選挙人名簿登録者の移替えを行わない期間
令和元年 6 月 21 日 (金) ~ 7 月 21 日 (日)

5 投票関係

- (1) 投票日 令和元年 7 月 21 日 (日)
- (2) 投票時間 午前 7 時 ~ 午後 8 時
- (3) 投票所 57 か所

(4) 期日前投票・不在者投票

期 間	令和元年7月5日(金) ～7月20日(土)	令和元年7月14日(日) ～7月20日(土)
場 所	・江東区役所2階 〔東陽4-11-28〕	・森下文化センター2階 〔森下3-12-17〕 ・富岡区民館(富岡出張所)3階 〔富岡1-16-12〕 ・豊洲シビックセンター1階 〔豊洲2-2-18〕 ・小松橋区民館(小松橋出張所)4階 〔扇橋2-1-5〕 ・カメラiapラザ9階 〔亀戸2-19-1〕 ・総合区民センター6階 〔大島4-5-1〕 ・砂町区民館(砂町出張所)3階 〔北砂4-7-3〕 ・南砂区民館(南砂出張所)4階 〔南砂6-8-3〕
時 間	午前8時30分～午後8時	

(5) 投票用紙の様式等

	参議院(東京都選出)議員選挙	参議院(比例代表選出)議員選挙
大 き さ	縦128mm×横80mm(点字は縦140mm)	
体 裁	片 面 印 刷	
用 紙 の 色	薄い黄色	白 色
文 字 の 色	黒 色	
委 員 会 の 印	黒 色	

(6) 投票の順序

参議院(東京都選出)議員選挙の投票を先に行い、参議院(比例代表選出)議員選挙の投票を後にする。

6 開票関係【即日開票】

- (1) 日 時 令和元年7月21日(日)午後8時50分
- (2) 場 所 ホテルイースト21東京 1階多目的ホール(東陽6-3-3)
- (3) 開票立会人届出
ア 届出期限 令和元年7月18日(木)午後5時
イ 届出場所 江東区役所7階 選挙管理委員会事務局

7 公営ポスター掲示場の設置(東京都選出)

- (1) 設置数 444か所
- (2) 期 間 令和元年7月4日(木)～7月21日(日)
- (3) 面 数 3段、36面(タイトル含む)

8 選挙公報の配布

- (1) 配布日 納品日(7月9日～7月11日)の翌日から3日間(予定)
- (2) 配布方法 業者委託による各戸配布
- (3) 補完措置 84か所(区施設等54か所 駅構内30か所)

9 「候補者氏名等掲示」の順序を定めるくじを行う日時及び場所（東京都選出）

- (1) 日 時 令和元年7月4日（木）午後5時30分
- (2) 場 所 江東区役所7階 選挙管理委員会室

10 個人演説会の開催

- (1) 公共施設等
小・中学校、区民館、公会堂、文化センター、地区集会所等（1回の使用時間は5時間以内）
- (2) 申請手続
開催する日の2日前（開催日が7月6日であれば7月4日）の午後5時までに選挙管理委員会に申し込む。

11 投票所入場整理券の配付

- (1) 配付期間 令和元年7月2日（火）～7月4日（木）
- (2) 配付方法 1人1枚、世帯分を封書に入れ配付
- (3) その他 期日前（不在者）投票宣誓書を裏面に印刷

12 啓発活動

- (1) 選挙告知用駅ポスターの掲出（18か所）
令和元年7月8日（月）～7月21日（日）
- (2) 区防災無線による棄権防止のPR
令和元年7月20日（土） 1回【午後1時】
令和元年7月21日（日） 3回【午前11時30分、午後2時30分、午後6時30分】
- (3) 店内放送等（区役所、スーパー30か所）
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
- (4) 商店街放送（9か所）
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
- (5) 区内高校・大学での校内放送（17か所）
令和元年7月4日（木）～7月20日（土）
- (6) 啓発ポスターの掲示 約700枚
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
- (7) 選挙のお知らせリーフレットの配付
投票所入場整理券に同封し世帯ごとに配付
令和元年7月2日（火）～7月4日（木）
- (8) 啓発資材の配布
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
- (9) 明るい選挙推進委員による街頭自主啓発活動
令和元年7月13日（土）～7月20日（土）
- (10) 広告付き電子表示板（区役所・出張所7か所）
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）
- (11) 区ホームページバナー、選管ツイッター
令和元年7月4日（木）～7月21日（日）

参議院議員選挙制度に関する公職選挙法改正の概要

第1 参議院選挙区選挙における較差の縮小

参議院選挙区選出議員の定数を148人（現行146人）とした上で、埼玉県選挙区の改選定数を4人（現行3人）とする。

※ 最大較差は福井県と宮城県の間で2.985倍に縮小（平成27年国勢調査日本国民人口）

第2 参議院比例代表選挙における定数の増加と特定枠制度の導入

1 定数の増加

参議院比例代表選出議員の定数を100人（現行96人）とする。

2 特定枠制度の導入

参議院比例代表選挙について、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とする観点から導入された非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、次のような特定枠制度を導入する。

①優先的に当選人となるべき候補者の区分記載

政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる（特定枠）。

【名簿のイメージ】

候補者A
候補者B
:

優先的に当選人となるべき候補者
第1位 候補者X
第2位 候補者Y
:

②特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

③特定枠に記載されている候補者の選挙運動

特定枠に記載されている候補者には、参議院名簿登載者個人としての選挙運動（選挙事務所、自動車、ビラ、ポスター、個人演説会等）を認めない。

④投票所の掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

⑤候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・ 特定枠に記載されている候補者を上位とし（名簿記載の順位のとおりに当選人とする）、
- ・ その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。

【当選順位のイメージ】（特定枠 χ 人）

第1位 候補者X 第2位 候補者Y :	} 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおりに当選人とする
第 $\chi+1$ 位 候補者B 第 $\chi+2$ 位 候補者A :	

※ 公布後3月を経過した日から施行し、施行日以後に期日が公示される参議院議員の通常選挙については改正後の公職選挙法を適用